

## 仕 様 書

規 格	A重油 (日本産業規格 K2205 1種2号)
購入予定数量	62,000 リットル 注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
納 入 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入日については、指定日の2日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに発注者から連絡するものとする。</li> <li>・ 一回当たりの納入数量は、6,000 リットルを基本とする。(例外有り)</li> <li>・ 納入日における納入時間は、午前9時から午後3時の間とすること。</li> <li>・ 発注者の求めに応じて、燃料の石油製品成分分析表を提出すること。</li> </ul>
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代金の支払いは1ヶ月毎の精算払とし、納入者は1ヶ月分をとりまとめ、山形県立鶴岡中央高等学校長あてに請求すること。</li> <li>・ 請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> </ul>
そ の 他	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。(価格は税抜)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 前回契約価格決定時の指標価格(山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報「A重油」。以下同じ。)と、現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</li> <li>② 変更契約額(増減額)は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額(増減額)の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。</li> <li>③ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額(端数処理による誤差を除く。)とする。</li> <li>④ 変更後の契約単価が適用される日は、協議の申し出があった日の翌月1日とする。</li> <li>⑤ 上記①から④の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。</li> </ol>